(明治四十一年十二月三十日第三種郵便物認可) (日刊) 月曜及祭日の翌日休刊 明治四十三年七月二十六日(火曜日) 第四百六十五號 (一)

京城新報

第一

明治四十三年 紀元二千五百七十年

本紙定價 一枚金二錢▲一ヶ月前金卅五錢▲三ヶ月前金壹圓▲六ヶ月前金貳圓▲郵稅一ヶ月十三錢
月曜日及び大祭日の翌日は休刊(日刊)

廣告料金 ▲五號活字十七字詰一行一回金五十錢▲雜報欄特別廣告五號活字十七字詰一行金七十五錢

發行兼編輯人 高木久馬太
印刷人 松久神一郎
京城西署西小門通(電話六六三)
發行所 京城新報社

統監更迭記念號

統監更迭記念

統監更迭す、曾禰子去つて寺内子來る、余輩是れを慶すべきか否か。

創め故伊藤公の統監として半島に臨むや内に大理想を藏して韓人の德化に勉む、惜哉公の手腕や公の大理想に伴はず偉人三ケ年の勞苦も徒らに强弩の末魯縞を穿たずして了る故伊藤公の後を享けたる曾禰前統監は如何、彼れや理想なく、抱負なく、而かも淺薄なる產業政策を標榜して振はず其短かき在任間は夢に始まつて夢に了る。

夢の後を享けて夢に始まらざるものを我寺內統監とす、子や軍人にして政治家なり、政治家にして軍人なり、今後の半島を如何に處理せんとするか。

之を聞く寺內子は政治家として大勢を解し、軍人として斷を有すと、此人にして統監たる以上余輩亦何をか曰はん、只稽ふべきは時機に非ず、手段に非ず、實に半島民衆の幸福なり、今や千五百萬衆の休戚は懸つて寺內統監の双肩にあり、玆に於てか子の責任や重且大なりと云はずんばあらず。

余輩統監政治の下に在ること五年、而かも今日の如く半島の前途に光明を認めたることあらず、心中の一端を叙して更迭紀念の辭と爲す。

故春畝公作

治亂誰言有兩途。
脩文講武是良謨。
胸中所畫無他策。
欲使韓山草木蘇。

韓國施政改善の梗概
石塚參與官の談

現時に於ける韓國施政改善の事業は端を明治三十七年二月締結の日韓議定書に發したるものにして韓國政府は該議定書に據り韓國施政改善に關し帝國政府の忠告を容るることを約し尋て同年八月締結の日韓協約に據り日本政府の推薦する財務及外交顧問各一名を傭聘し以て顧問制度を發始し更に三十八年十一月の日韓協約に據り外交權を擧げて之を帝國政府に委託し帝國政府は統監を京城に理事官を各要地に駐在せしめ施政改善の事業をして一新生面を開かしむると同時に韓國保護政治の[illegible]玆に其の基礎を確立せしめたり而して四十年七月日韓協約新に成り韓國政府は施政改善に關して統監の指導を受け從來の監督的顧問制度を廢し日本人を韓國官吏に任用して直接施政改善の衝に當らしむるの制成立するに及び帝國政府の保護權執行機能漸く充實するに至れり而して四十二年七月司法及監獄事務委任に關する覺書の調印成るや從來の保護政治は再轉して委任政治に一步を進めたり今左に統監府設立當時より現今に至る施政改善の梗概を記述すべし

一、宮廷の革新 宮府の混淆は韓國政弊の最大病根たり由て韓國政府は統監府の注意に依り明治三十九年七月先づ顧問警察をして皇宮警衛の任に當らしめ尋て宮禁令を公布し宮門出入の監督を嚴にすると同時に皇帝に私謁して政治に容喙せむとする雜輩奸細の出入を禁遏し以て宮中の風氣を肅清すると共に皇帝が概に各般行政に干渉するの路を杜絶し而して從來宮中財政と國家財政との紛淆も亦韓國政弊の一大病根たるを以て之が歸屬を釐正するの必要を認め明治四十年七月臨時帝室有及國有財產調査局を置き經理院收租官を廢し同年十二月宮內府官制の大改正を行ふと同時に帝室財產整理局を設け次に紅蔘專賣事業及從來宮內府に於て徵收せる諸雜稅並宮內府所管及慶善宮所屬の不動產を擧げて之を國有に移屬し同時に帝室債務を整理し皇室費年額を百五十万圓に增加して恒久の定額となし帝室の冗費冗員を省き帝室財政をして豫算確守の端を開かしめ其の經理を正確ならしめ其の他帝室享祀を釐正し內廷の規律を正ふする等韓國皇室をして近時稀に見るの尊嚴を保持せしめたり因に韓國軍隊は四十年八月親衛隊を除くの外全部之を解隊し四十二年七月軍部を廢して宮中に親衛府を設置せり

一、中央及地方行政 韓國政府は明治三十九年九月地方制度の改革を施行して行政區畫を釐正し觀察使の官等を低下し日本人官吏をして地方行政の監督を掌らしめ理事廳若くは同支廳をして地方政務の改善を幇助監視せしむるの制を設け同時に裁判制度の改正及び管稅官々制の制定に依り司法事務及徵稅事務を地方官の管掌より分離するの端を啓き四十年六月從來の議政府官制を廢して大体に於て範を我內閣官制に取るの內閣制度を設け同時に中樞院官制を改正し同年七月日韓協約新に成るや行政機關全般に亙るの改革を斷行し中央に於ては各府部の官制を改正して次官以下樞要の地位に日本人を任用し以て行政組織の統一と各機關の聯絡を全ふし地方に於ては地方官々制に重要なる改正を加へ觀察使を以て稅務監を兼ぬるの制を撥して國稅徵收及地方財務に對する地方官の干渉を絶ち後控訴院以下裁判所の設置に由りて司法に關する事項は全然行政官の手より分離し各道に書記官を置きて日本人を之に任用し尋て四十一年四月地方官會議を創設し六月觀察使の大更迭を行ひ地方官任用法を刷新し七月各道に警察部を創設し日本人を以て其の部長に充て四十二年に入り新に日本人主事を各府郡に配置し爾來漸次其の數を增加し以て府郡行政の改善を圖らしめ其の他民籍の調査、地方財產の整理、地方費法の實施、刊行物の取締、道路の改築、病院の建築、種痘の普及、水道の敷設、慈惠醫院の設置等著々地方行政の改善を施行せり警察制度に在りては統監府設置の當初韓國に於ける警察制度は顧問警察と理事廳警察の二系統に分たれ實際の執務上尚適當の連絡を缺くものありしを以て四十年二[illegible]職務を幇助するの制を設け尋で同年十一月日韓警察の合一を實施し從來の顧問警察を廢して純然たる韓國警察機關となし理事廳所屬警察官吏を韓國政府に任用して之に合同せしめ在韓帝國臣民に對する警察事務は十月調印の取極書に據り應聘日本人警察官をして當該帝國官憲指揮監督の下に之を執行せしむることとし同年十二月各部官制改正と共に警務局警視廳の官制を改正し警察機關の配置を擴張し四十一年七月各道に警察部を置き警視廳の警察區域を縮少し同時に警察官の選擇を一層嚴密にせり越へて四十二年七月司法事務及監獄事務委任に關する日韓新協約成るや區裁判所の增設と共に二十箇所の警察署を增設して兩者の連絡を全ふし同時に韓國の警視又は警部たる日本人をして統監府司法警察官を兼ねしむることゝせり

一、司法制度改善 韓國に於ける司法行政の混淆は其の由來頗る深く統監府設置の當時獨立の裁判所と目すべきものは漢城裁判所及平理院の二所ありしのみにして其の他は地方觀察府、牧使廳及監理署に於て之を兼ね裁判官の名義を有せざる地方郡守も舊慣に依りて或範圍の裁判を爲し宮內府、警務廳及地方在營の軍隊等の如きも裁判類似の事を敢てするの狀況にして一朝にして之が根本的改革を遂行するを得ざるの事情ありしを以て明治三十九年十月裁判事務改善の一着步として法部に十二道、十一府及諸[illegible]に日本人の法務補佐官又は法務補佐官補を配置し判事、檢事又は專任主事を增員又は新設し四十年七月民事刑事の訴訟に關する件を公布し假に郡守が裁判に關渉するの舊慣を認むると共に其の範圍を適當に限定し且裁判管轄の區域を定めて上訴の途を明にし同時に訴訟關係人に對し拷問を用うるを禁止せり然るに同月日韓新協約成るや同協約は司法行政の區別せられざるべからざるを明記して司法行政分立の基礎を確立し同年十二月裁判所構成法、同施行法及裁判所設置法を公布し大審院一、控訴院三、地方裁判所八、區裁判所百十三箇所(後數箇所合併其の他の爲め百三箇所に減す)を各地に設置することゝし四十一年三月以降數次に大審院長、檢事總長以下判檢事、書記等に二百二十餘名の日本人を聘用し同年八月大審院控訴院及地方裁判所全部並區裁判所十六箇所の開廳を了し一面刑法大全の改正を行ふて司法權の獨立を侵害するが如き條項を削除し且刑訴法の範圍を明確にし尋て民刑訴訟規則及非訟事件手續規則等を公布せり是れ實に日韓新協約第三日實施の發端にして韓國に於ける司法權獨立の嚆矢なりとす斯くて明治四十二年一月以降數次に地方裁判所支部九箇所區裁判所六十四箇所の事務を開始し開廳區裁判所の現在總數八十箇所となれり司獄制度も亦裁判所開廳と前後して之を改善し從來警察官の管掌に屬せし監獄事務を司獄官吏の手に移屬し爾來數次に監獄署九箇所、及び監獄分監九箇所を開廳せり、而して是等司法事務及監獄事務は明治四十二年十一月一日該事務委任に關する覺書の實施と共に之を法部より統監府司法廳に引繼ぎ其の內容益々整備の域に進みたり法典調査の事業は明治四十一年一月之に著手し既に刑事訴訟法の起草を了へ民法商法編纂材料も略其の蒐集を了し刑法の立案も亦大に其步を進めたり

一、財政整理 韓國財政の紊亂は主として宮府財政の混淆弊制の亂脈、歲出の濫發及歲入機關の不整頓等に基因せるものにして韓國財政顧問は明治三十七年十一月就任以來歲計の整理、金庫の設立、貨幣の整理、金融機關の設立、徵稅制度の改善、財源の調査、港灣水道の設備等鋭意財政の整理に盡瘁し各要地に顧問監部支部分署及分廳を置き統監府財政監査廳と相表裏して韓國財政の指導監督に任じ諸般の施設漸次其の緒に就くに至りしも明治四十年[illegible]日韓新協約實施の結果韓國政府は財政顧問部を廢し度支部全般に亙る官制改正を履行し新に臨時財源調査局を設け會計檢査局及印刷局を獨立の官廳となし從來韓國關稅事務を獨立專掌せし總稅務司廳を廢して度支部大臣の管理に屬する關稅局を新設し管稅官々制を廢して地方財務機關と地方政務機關との分立を全ふし從來顧問部の系統に屬せし財務指導監督の機關を廢して新に財務監督局官制財務署官制を實施し從來互に其の系統を異にせし財務監督執行の兩機關を茲に合一して脈絡貫通せる一機關たらしめ尋て臨時財產整理局を特設して國有移屬の不動產及諸雜稅並帝室債務の整理に任せしめ司稅局に蔘政課を增設して曩に宮內府より國有に移屬せる紅蔘專賣事業の整理並人蔘病源の調査に膺らしめたり

韓國歲計豫算は明治三十八年即ち財政顧問部設置の後始めて其の合法的調製を見爾來歲出入は常に其の均衡を保ち各般政務の發展と共に其の額年々著しく增加し歲出入通計明治三十九年に於て千五百餘万圓に過ぎざりしもの明治四十二年に於ては五千二百餘萬圓の劇增を見たり而して歲入の增加は固より其の一部を募債及借入金の繰入に仰ぎたりと雖も租稅其の他の經常收入も亦年々著しき增加を爲せり稅務の改善に就ては明治三十九年始めて徵稅機關を特設し同時に租稅徵收規程を發布して徵收の順序方法を公示し之に準據せずして徵稅することなきを一般に周知せしめ徵稅上官民意思の疏通を圖る爲地方委員會面長協議會を設け鹽稅規程及水產稅規則を制定し鑛業法の施行に伴ひ鑛稅を創設し四十年末より四十一年に亙り從來宮內府に於て管掌せし紅蔘專賣事業及諸雜稅を擧げて國庫に移屬し地稅、戶稅其の他雜稅の整理を遂げ多數の隱結漏結及逋脫戶數を發見し地稅々率を改正低下して全國一樣ならしめ地稅徵收臺帳の調製に著手し國有地の調査を行ひて巨多の隱落地を發見し紅蔘專賣法人蔘稅法を公布し明治四十二年に入り新に家屋稅法、酒稅法及煙草稅法を制定して間接稅賦課の基礎を開き水產稅則を廢して漁業稅法を新定し以て韓國稅制革新上更に一步を進めたり韓國政府が施政改善着手以前國債を募集したることなかりしは韓國の財政整理をして一道の希望を有せしめたる所以なりしも明治三十八年以來施政の改善に伴ひ資金を要すること益々多く貨幣整理金融機關擴張及各種起業の爲漸次國債の募集及借入金を爲し其の四十二年末現在額四千四百餘萬圓に上れり右の內明治三十九年募入の第一起業資金五百萬圓は道路修築、學事擴張、仁川平壤兩水道工事、農工銀行補助及病院建設等の諸費に充用し四十一年募入の第二起業資金一千餘萬圓は土地調査、金融機關設備、天日製鹽官營林廠出資、印刷局擴張及釜山水道出資等の諸費に充用せり貨幣整理に關し舊白銅貨は明治三十八年其の回收を開始し四十一年十一月三十一日限り其の通用を禁止し四十二年中公納に限り之を使用し得ることゝし同年末迄に九百四十餘萬圓の巨額を回收し葉錢は三十

(以下二面へ續く)

新統監寺內子爵

副統監山縣君

舊統監曾禰子爵

韓國施政改善の梗概（一面より續く）

九年十月より漸次回收を進め四十一年六月其の通用價格及通用制限額を定めて其の補助貨幣たる位地を明にし四十二年末迄に回收及輸出に由り其の市場流通額を減ずること四百二十餘万圓に及べり是等の舊貨回收の補足として同年末迄に金銀白銅及靑銅の新貨八百六十餘萬圓を鑄造し內六百十餘萬圓を發行し同時に韓國法貨の代用紙幣たる第一銀行券も韓國經濟界の發展に伴ひ年々其發行額を增加し四十二年末現在發行總額一千三百四十餘萬圓に上れり金融機關の創設及整理は韓國財政整理の要件にして明治三十九年五月農工銀行を全國樞要地九箇所に設立し四十一年八月資金の流通上其の合併と支店の增設とを實行し四十二年末現在に於て政府より貸下金及株式引受として總計百三十餘萬圓の補助を與へ普通銀行に對しても二十八萬餘圓の無利子貸下を爲し漢城共同倉庫會社及手形組合を設立せしめ地方倉庫を貸下げ四十二年末迄に總計百箇所の地方金融組合を設けて地方小農の融通に資し四十二年十月日韓兩國政府の協定に基き新に韓國銀行を創立し同年十一月中央金融機關たる特權及義務を第一銀行より之に引繼ぐに及び韓國金融機關は茲に大體の整備を告ぐるに至れり財源調査事業も年と共に其の歩を進め煙草及酒に就ては既に各其の稅法を公布し且其の財源涵養に努め鹽業に關しては明治四十年來塩業試驗場を設け天日製鹽業の韓國の氣候に適し且好個の財源たるべきを實證したるを以て之を官營と爲すの方針を定め四十二年度後三箇年繼續事業として平安南道廣梁灣に鹽田一千町歩築造の工事に著手せり外國貿易は日露戰後異常なる發展を遂ぐるに至りたるを以て關稅行政上諸般の改善を施行し稅關稅關支署、稅關監視署等を增設し新に淸津を開放し京城、平壤及大邱に保稅倉庫を設置し淸津港を經由して渾春又は間島地方に輸入し若くは同地方より輸出する貨物の關稅免除の制を定め漸次航路標識を增置し明治三十年以降八箇年繼續事業として各開港地其の他の稅關工事に著手し特に港灣の修築及海陸聯絡諸設備の改善に意を用ゐ其の總豫算四百九十萬圓を計上せり會計檢査事務も明治四十一年一月會計檢査局の獨立以來著々其の實蹟を擧げ各官廳會計事務の整備に連れ證明書類の提出益々增加するに至れり

一、產業の振興　農業は韓國主要の產業なるに拘はらず其の荒廢殊に甚しく之が改良は一日も緩ふすべからざるものあるを以て韓國政府は明治三十九年以來勸業模範場、園藝模範場、原時棉花栽培所、種苗場等を設置して模範的試作、種苗種畜の育成配付、實地の指導等を行はしめ農林學校、女子蠶業講習所を開設して農業教育の普及を圖り觀測所を設置し農工銀行及金融組合に技師技手を配置して農事の改良を勸獎し國有未墾地利用法を發布して其の利用を獎勵し或は畜產の改良を圖り獸疫豫防法を講じ或は輸出牛檢疫所を設くる等鋭意農業の改良指導に努めたり林業に關し統監府は明治四十年營林廠を置きて鴨綠江及豆滿江沿岸森林の經營に從事し韓國政府は同年樹苗發成所三箇所を設置し同年以後逐年林地を撰定して模範林の植栽播種を施行し四十一年森林法、國有森林山野部分林規則、國有森林山野及產物處分規則等を公布して森林行政に關する根本法規を定め主要地に林業事務所を新設し森林調査を遂行し成林地保護の法を講じたり漁業に關しては明治四十一年十一月日韓兩國通漁に關する協定を改正して通漁區域及期間に關する從來の制限を撤去し尋で漁業法を發布し翌年三月漁業稅法を公布し朝鮮海水產組合に補助金を下付して韓人漁業者に對しても亦其保護取締及諸般の代辨を爲さしめ漁業補助費を支給して韓人の漁船漁具の改良を促し且其の沖合漁業を獎勵せり鑛業に關しては明治三十九年七月鑛業法砂鑛採取法並附屬法令を公布して鑛業制度を定め從來鑛業權を取得せる外國人をも前記の諸法規に服從せしめ又平壤鑛業所を置きて平壤炭山を官營とし從來官營なりし殷栗載寧鐵山は昨年十二月限り之を校光製鐵所に讓渡し又一般に鑛業用機械器具爆發藥及化學藥料の輸入稅並に銅及金銀銅鑛石の輸出稅を免除する等鑛業經營の獎勵保護に努めたる結果鑛業の發展年を逐ふて著しく殊に黑鉛鑛の發見は鑛業の振興に一大刺激を與へたり商工業に在りては韓國政府は漸次普通會社及商事組合の設立を獎勵するの方針を執り市場の新設又は位置變更の認可を愼重にし去る明治四十年中京城博覽會を開設せしめ商品陳列館及道府物產陳列場を常設し沿岸航路に對して補助金を下付し度量衡法を改正して日本と同一なる名稱命位を採用して度量衡器の統一を企圖し工業獎勵の爲補助金を下付し工業傳習所を京城に實業學校を各主要地に開設して商工業教育の端を開き第十回關西府縣聯合共進會第十三回九州沖繩八縣聯合共進會及日英博覽會に參加して韓國の物產を紹介せり而して明治四十一年八月統監府特許局の開設あるに及び韓國に於ける特許意匠商標及著作權保護の制度茲に始めて其確立を見るに至れり

一、教育制度刷新　明治廿九年韓國政府は臨時學事擴張事業を起し特に普通教育の擴張に重きを措き起業資金五十万圓を割きて各種學校の改築及擴張に着手し同時に學部直轄學校及公立學校官制、師範學校、高等學校、外國語學校及普通學校の各學校令及同施行細則を改正公布し韓國の國情に鑑みて其の學制を單純にし其の課程を簡易にし務めて實用に適せしむることゝし從來の小學校を普通學校、中學校を高等學校と改稱し各種學校に日本人教師を配置し其の設備を完整し以て文明的教育の實を擧げしめ爾來學事擴張の事漸を追ふて進捗し今や前記各學校數官立師範學校、一官立高等學校二、官立外國語學校、一官公立普通學校六十、乙種公立普通學校三十一、補助指定學校四十二校を算するに至れり斯の如く新教育の機運漸く勃興するに伴ひ學部は四十一年四月高等女學校令を公布して官立漢城高等女學校を創立し同時に各要地の普通學校內に女子部を創設せしめ以て女子教育制度の基を開き尋て成均館、郷校書堂等の舊式教育機關を改善し四十二年四月實業學校令を公布して實業教育制度を確立し實業學校の種類を農業商業工業及實業補習學校とし其の現在數官公立十五、私立七校を算するに至れり而して一方に於ては從來政治と教育とを混同し往々社界の秩序を妨害するの危險ある學會の爲學會令を制定公布し近時其設立益々頻繁を加へ動もすれば危險なる思想を無垢の青年に注入するの虞ある私立學校取締の爲私立學校令を公布し昨年末迄に二千百有餘の私立學校の內容を調査して其の設立を認可し同時に私立學校補助規程を設け以て適良なる私立學校の保護獎勵に努めしめ其の他普通學校教員の檢定教科書圖書の編纂及檢定、私立學校に於ける教科用圖書の取締並留學生規程の改正を行ふ等着々教育制度刷新の歩武を進めたり（終）

韓國に於ける我邦勢力の消長

國分參與官の談

過去三十年間、韓國の政變には總て日本勢力の消長が最も大なる原因であり、且つ結果とも成つてゐる、我が保護權の獲得は、云はゞ其の累次の消長に於て剩し得たる處の勢力である、去れば今回、此の紀念號を發刊するに方り、過個の歷史を叙するは有徒にして殊に興趣深きことゝ信する、因て吾社は我邦人中、[illegible]事情を能く知れる國分氏に請ふて其の談話を聞取るを得ゝ略ぼ之れを左に掲ぐることゝしたのである（一記者）

▲十五年より十七年迄

明治十五年七月二十三日の變動は大院君の不平より起つたもので、目的は王妃に黨縁して權勢比なき閔氏を倒さんとするのであつた、王妃は女官の風に打扮ちて宮中より遁れ、亂を忠淸道に避けた、其の餘波が日本公使館に及むだのである、花房公使は英艦フライング、フイッシュに投じて一應難を避れたが、彼の濟物浦條約が花房公使と、朝鮮政府の派遣したる金宏集とに依て訂結されたのは、其翌月即ち八月であつた。

斯くて京城の動亂は鎭まつたが、之れが大院君の惡戲であるといふことが露見に及むだので、淸國は水師提督丁汝昌をして北洋艦隊を率ゐしめ朝鮮に赴つた、丁汝昌は京畿道南陽に來り、大院君を軍艦に迎へて拉回し、保定府に幽閉した、原來大院君は頑强なる鎖港主義の人で、朝鮮人にして日本公使館に出入する者は、甚だ大院君の一睨を恐れたものである、尤もさしも頑强なる鎖港主義も其の晩年に至りては豹變したりしも、前述の大院君の亂に際りては日本に接近したる者は非常なる恐れを作し、尹雄烈、閔泳翊等は日本に逃れた、が大院君の淸國に幽閉さるゝや皆安心して日本に接近し來つた、十七年に至りて、金玉均始め日本黨は頗ぶる盛なる勢力を作し、日本黨ならざる者も幾分文明の光明を慕ふ傾を生じた、此間淸國は閔氏に恩を售り、同時に其勢力王室に加はるに至つた、而して京城に五營の兵を駐屯せしめ、內治外交に干涉の端を開く、一方に親日派は獨立の旗幟を明かにせんとし、又營中よりは使者を露國に派するなどして露國に倚りて支那の壓迫を防がんとした、於此日本黨、支那黨と、至て微弱ながら露國黨なるものを生じ相凌ぐに至つた、然るに十七年十月頃淸佛事件起り、佛の提督クールベーは、馬毛軍港に支那の南洋艦隊を襲ひ、佛軍甚だ優勢なるを傳へ聞きたる日本黨即ち開化黨は支那の羈絆を脫するは此の時に在りと爲し、其年の十二月日本黨の領袖金玉均は興黨を率ゐて起ち、其の四五六三日に亙る動亂の後新內閣を組織し、朝鮮國の獨立を宣言した（時に淸國は朝鮮を屬邦視して居たので故ど公使の名を用ゐず、總領事兼外交事務官と稱し袁世凱を派遣し）彼の袁世凱を駐在せしめて居たが、新內閣の朝鮮獨立を宣言するや、袁世凱は直ちに兵を率ゐて宮中に入り、日本兵と衝突して一旦撃退せられたるも日本兵王宮を引揚げたる後再び王宮に入り國王を奪に迎へ日本公使は仁川に引揚ぐるの餘儀無きに立至つたので、金玉均內閣は瓦解して了つた、此の事變に關して日本よりは時の外務大臣井上侯が全權大使として京城に來り、京城政府の全權大使金宏集との間に和約を締して一段落を結むだ。

明くれば十八年、彼の天津條約成りて從來京城に駐屯せしめたる日淸兩國の兵は同時に撤回することになつた、併しながら淸國の勢力は太だ大、○○○は內治、外交事毎に干涉すると反對に日本の勢力は地に墜ちて了つた、何故なれば日本黨の有力なるは或は亡命し或は極刑に處せられ、否らざるは配處の月を眺めるといふ日本勢力の最も不振不利なる時代に遭遇したからで、隨て當時日韓國交の衝に當りたる我外交官の勢は實に大なるものであつた。

去りながら淸國と雖も公然として、自家の勢威を特に能はず、何となれば淸國は最初閔氏と結托して宮中に勢力を扶殖したが、併しながら閔氏は淸國の壓迫の日に加はることを喜ばぬ、動もすれば他の大國に倚らんとするの傾向を見したので、袁世凱は實況を李鴻章に報たであらう、そこで李鴻章は大院君に恩を售りて自國の勢力を永久に維持せんと策した、大院君を天津に呼むで說くに、朝鮮の攝政たるべきを以てし、萬事は袁世凱と協議せよとの旨を授けた、大院君は終身保定府に幽閉せらるゝことゝ覺悟しゐたるに意外にも歸國を許さるゝのみか、攝政の家苞を得て頗に狂喜して之れを諾した、因て李鴻章は天津より軍艦二隻を派して大院君を送還した、時に我明治十九年、大院君は故國南陽の濱に上陸し意氣揚々として京城に歸つた、國人の飛耳張目も之れが裏面の消息を窺知する能はず、徒らに閔中樸密を試みつゝある中に大院君は袁世凱と會見を遂げた、其場に立會つたのは閔泳翊である、而して時の外務大臣金允植を呼むで議に與らしめ、大院君攝政の下に、內部に閔を、外部に金を据うるに決し、詔勅の文も出來たが、大院君との握手は如何にも閔氏に取りて不利益である、因で閔泳翊は困厄の餘、之れを宮中に訴へ密かに京城を出奔し仁川より露船に乘つて芝罘に逃れた、爲めに淸國の企圖は畫餠に歸し金允植は流刑に處せられ大院君は門を閉ぢて蟄居するに至り、流石の袁世凱も忍むで時機を待つの外は無かつた、閔泳翊は其後一度も歸來せず、爾來香港に又上海間に悠々閑日月を送り居れりと聞く。

斯くて閔氏の專橫は日に加はり、淸國の勢威可ならざるものあり、別して日本の勢力甚だ振はざる中に年は幾たびも移りて二十三年、元山に防穀の事あり、咸鏡道の觀察使趙秉式氏が私慾の爲め令を發したるもので、條約を無視したる無法の擧であつて、日本商人は多大の損害を被むり、公使は朝鮮政府に對し、損害賠償を要求したが、談判一向に捗らず、二十六年五月に至り僅かに解決を告げた、之れは畢竟日本勢力の不振を證するに足るものである、然れども沈着に時機の到るを待てるに引替へ、淸國は又しても策を試みた、夫れは二十六年五六月の交、彼の金玉均が淸國上海に於て刺客洪鍾宇の爲めに刺された、淸國は朝鮮否閔氏の歡心を買はんが爲めに洪の犯罪行爲を不問に附し並に金の屍体を軍艦を以て朝鮮に送り屆けた、此の志士の首級は楊花鎭に於て五日間梟首され後八道に示された其時閔氏に對する國民の怨望は道途に滿つといふ有樣であつたが、遂に全羅北道古阜泰仁等に於て東學黨が蜂起した、主義も主張も有つたであらう、唱へたには相違無いが、實は閔氏に對する怨望から起つたものである。

▲二十七年より三十七年

二十七年に至り、東學黨の勢力甚だ大を作した、朝鮮政府は其の三月に大兵を遣りて鎭壓しやうとしたが官兵は反つて散々に敗績し、援を淸國に請ふた恐らく淸國の申込みであつたとも思はる、されば淸國は躊躇なく兵を貸すことを承諾した、日本は於此淸國の政策を看取し、多年の忍耐も玆に酬いらるゝの時機に到達せしことを識つた、即ち天津條約に依て淸國の出兵は同時に日本の出兵を促したのである、斯くて其五月牙山に於て日淸の戰端は開かれた、此の時朝鮮に於ては全局の勝敗は不明なるも淸國に結ぶを利ありとし大院君初め宮中よりも、平壤方面なる淸將に好を通じたのである、然るに戰爭の結果は日本の全勝に歸し、日本黨は漸く顏色を直した多年閑息したる日本黨は活動を開始し、亡命者は續々歸國し日本黨內閣を組織して金宏集、朴泳孝、徐光範、金嘉鎭、金允植、魚允中、權重顯、鄭秉夏、金鶴羽、兪吉濬、趙羲淵、張博、安駉壽は大臣其他樞要の位置を占め、日本黨大得意の時代とはなつた、二十八年十月王妃殂落の變ありしにも拘はらず、二十九年二月十一日迄續いたが、國王の露國公使館播遷に因て一大政變を演出し、日本黨內閣は瓦解し、李範晉、李完用、李允用沈相薰、朴定陽、李道宰等の親露派內閣之れに代つた、同時に日本の勢力大に衰へ、露國の勢力は日に進み是れより李容翊の時代に遷り卅七八年戰役までは此の形勢を持續されたのである。

韓國に於ける日本勢力盛衰の迹を稽ふれば譬へば寄る波の起伏するが如く十五年より十七年までは高く、其年より二十七年迄は沈み、更に語を換ゆれば日淸戰爭に起りて、二十九年再び衰へ以て日露の役に達したのである。

亡友金玉均氏

水浪生

▲亡友金玉均氏へ過日韓廷から正一品輔國大匡崇祿大夫奎章閣大提學忠達公を追贈された、明治十七年以來の逆賊は今や一躍して國家の功臣と稱せらるゝに至つた、時世の變遷は實に驚くべしだ。

▲世に先覺者ほど損なものはなした、吉田松陰は幕府の毒手に斃れ、佐久間象山や横井小楠や共に刺客の手に斃れた、而かも彼等の斃れたるや實に今日の日本を作る爲であつた。

▲聊か倫を失するの嫌はあるか知れぬが金玉均氏の斃れたのは全く半島民救濟の爲だ、其心事の公明なるは以て我吉田、佐久間、横井等の先覺の士に比すべきものだ。

▲由來韓政客の位置ほど困難なるものはなした、世の所謂愛國者たらんとせば勢ひ愛民の業は出來ぬ事になるのだ、愛國と愛民之れが兩立せずとは實に困まつたものだ、併し我金玉均氏は正を踏んで愛民の業を遂げんとした。

▲不幸中途にして事破れしと雖ども君が志は遂に今日に到つて成ることとなつた。

▲寺內統監の任命は半島の人心に深き影響を與へた、韓廷今は悟つて金氏の冤を拭ひ、贈るに最高最貴の官位を以てした、愛民の業は遂に韓廷の贊する所となつた。

▲今や統監交迭し韓の人心新たならんとするに際し、本紙は故金氏の遺墨を附錄として讀者に頒つ、蓋し先覺者の德を樹てんが爲だ。

訂正

本紀念號附錄金玉均氏の手翰前文第三行目忠愍公は忠達公の誤植に付き茲に正誤す

雜報

皇室の御贈與品

寺內統監は廿五日參內の砌我　天皇陛下より韓國皇室への左の御贈與品を夫々傳進せり

韓國皇帝へ
一、御紋付桐に鳳凰七寶燒　一個
同　皇后へ
一、御紋付櫻章蒔繪手箱　一個
太皇帝へ
一、御紋付杏樹に鳩銀花瓶　一個
嚴貴妃へ
一、御紋付西洋葵蒔繪手箱　一個

寺內統監の參內

寺內統監は二十五日午前十時半出邸依仗兵を付して昌德宮へ參內韓皇に謁見し着任の挨拶を爲し十二時御陪食を賜はり終りて德壽宮へ參內す

副統監の御陪食

山縣副統監は二十五日午前十一時半大和町の官邸を出で有吉總務長官を帶同し十二時昌德宮へ參內御陪食を賜はる

日韓瓦斯の盛擧

（見物人約一万人）

日韓瓦斯電氣會社は今回龍山新道路に電車を開通し去る廿日開通式を龍山出張所の裏手に於て催し無數の瓦斯電氣を裝置し頗る壯觀を極めたるが廿一日より二十四日迄毎夜一般の觀覽に供し非常に喝采を博したり尙は此裝飾により一般韓人等に瓦斯及び電氣に關する新智識を與へたるは多大なるものありと今左に四日間の觀覽人員を揭げ盛況を忍ばん

廿一日	一萬人
廿二日	一万三千人
廿三日	二萬二千人
廿四日	二萬五千人

▲京城手形交換高▼

七月	金高	枚數
廿五日	五九、三九〇、三一	二三〇

治外法權

▲統監の更迭は今度で三回目だ、而して本紙の主張に稍近き統監を得たのは今度が始めてだ▲順序から云へば軍人統監が一番先へ來て地ならし萬端を濟まし後から文官統監が出て來るのが本當であつた、而るに我政府のやり方は前後を顚倒して居た、故に過去五箇年間は實に不經濟な政治をやつた▲物窮すれば通ずで寺內統監が出現した、彼が何が爲に出現したかは今更ら言を要せぬ、只希ふところは彼が前二大者の失敗を取返し、同時に上下の輿望に副ふことに勉めることだ▲伊藤公の時にも曾禰子の時にも更迭の際にはイツも披露の宴會とか園遊會とかれ祭り騷ぎを隨分やつたものだ、コンドは萬事がスパルタン式でソンナ事は一切拔きの樣だ▲鐵嶺丸の遭難はトンダ事で記者は乘客、船員其他に對して同情の念に堪へぬ、救助船が早かつた爲に人命を多く失はなかつた事は不幸中の幸だ、先に隆熙丸の事あり、今亦鐵嶺丸の事あり、朝鮮近海航行は重ね重ね危險な事だ、▲此頃統監呢近者間には落雷と云ふ語が流行するソウだが一體何の意味か▲本紙統監更迭記念號は大不出來だ、併し附錄中の故金玉均手蹟は一寸珍とするに足りか

先渡韓者の覺悟

三浦理事官の談

記者一日京城理事廳に三浦理事官を訪ひ、韓國の現狀に關する所感を叩く、忙中少時を割き而かも快活に語られたる大要を左に摘す（文責固より記者にあり）

韓國の政治上經濟上及社會上の斯の方面から開發し仕樣と云ふなれば、現在の保護關係の下に在つても又他日韓國を合併した後でも最も適切な近道は日本人が官吏と云はず民と云はず韓人に對し實際に模範及實例を示す事が一番必要と思ふ。[illegible]を出したり理窟を云つたりするのでは多數の韓人には呑み込めないし、又少數の韓人は表面呑み込んだ樣でも階段を五六段も飛び越へて上に行くか如く其根底及順序を見ずして輕卒なる急進に走る傾がある、模範及實例を示す方法は大小色々區別もあつて殊に產業上には韓政府に於ても夫々施設してあるものがある、けれども最も適切な方法は一面に多數の生活難に陷入つて居る韓人に金の融通をしてやつて、是々の事業に其金を使用せば有利であると云ふことを教へて其傍らに有利であると云ふ實例を示して漸次經濟上の狀態から改善せしめて行く事が表面上ジミなけれども最も確實なものと思ふ、或は兩班に金を與れるとか或は貧民を道路開鑿、築港とか煙草製造とかと云ふ事業に使つて金を與ふるも一方法なれども、現に金融組合にやつて居る方法を拓殖會社もやり其他韓國に來て農業に從事して居る會社又は大資本家抔がやれば非常な好果を揚げるであらふと思ふ、事業も與へず模範も示さずして勤勉貯蓄の精神に乏しき韓人に只金をやると云ふは、宛かも笊に水を注ぐ樣なものである。

以上は韓人に對する模範及實例であるが帝國政府が滿韓に移民を集注すると云ふ方針を立てた以上は韓國に居る邦人の先輩は官吏にまれ其他の人々にまれ、今後新に來る處の日本人に對して模範及實例を示して導く事が肝要である、此節韓國に對する我政府の方針がだん〜進んで來て諸官制杯も改正せられ又今後益々種々なる變動がある事と思ふが其結果朝鮮で官吏をして居た人が日本へ歸らねばならぬ樣になるものが追々ある樣だ、而して其官吏の家族又は其官吏を依賴して來た知人や朋友で同行歸朝するものもあるであらふ今迄自分の見て居た處では韓國で役人を罷めると新聞紙に告別廣告でも出して引揚げ仕舞はんと不面目の樣に當人も思ひ又人もた樣思つて居る樣な風がある、是れは誠に面白くない現象と私は思ふ、最も日本に轉職さか日本に歸くべき仕事があるとか其他歸朝せざるを得ない止むなき事情があれば差支なけれど只漫然引揚げると云ふ事はドウ云ふものかと疑ふのである、折角何年間韓國に居つて韓國に關する智識を得て韓國で何事か仕事をせばやり得るだけの經驗を得たものゆへ、日本に居ても韓國に居てもドチラでも宜敷しい者は私は韓國に居て引續き相當の事業に從事されんことを希望するのである是等の人が官吏の職にある時は日本に歸朝の際杯は韓國は生活も易く今後發展の餘地もあるから日本に居て猫額大の先祖傳來の土地に固着して居る事抔はツマらないと云ふて鄕里の人々に進めたものもあるであらふ、然るに其人自身は一旦官吏を罷めれば格別目的もなく引揚ぐると云ふ事は慘酷に云へば自家撞着のやり方である、是れから益々邦人を韓國に容れる奬勵にはならぬ即はち滿韓に移民を集注する帝國政府の方針にも悖る譯であると思ふ。

是れに關聯して自分の豫ねて思つて居る事は朝鮮に於ける官吏が朝鮮に於て土地や家屋を買ふのは構はぬ事と思ふ官吏が朝鮮に來れば必ず官宅に入り官宅が無ければ必ず借家をせねばならぬと云ふ理屈はない、只服務紀律上土地家屋の賣買杯を利益を得る爲め商業物にさへ爲なければは、自分が住居として韓國に住める爲め土地と買ひ家を建てるは少しも差支へない、否寧ろ望ましい事と思ふ。

日本から新たに來るものは事情も委しからぬ爲め、爲す事豫想と違ひ韓國の一箇所から他の場所へ移り或は又一旦韓國へ來たものが再び母國へ歸ると云ふ有樣で出入頻繁なるものあれども三五年間韓國に居た官吏なり、居留民等の內で日本へ歸つた人の是迄の例によるとドウも日本は彼是れ面倒で租稅も高くて儲けも思ふ樣にないと云ふので再び舞戾つて來るものが少くない、日本は韓京を仕末する計りでなく滿洲も支那もあるゆへ一旦朝鮮に這入つた者は何處に居ても最初は隨分困難あるものなれば多少の難は忍んで定住するを心掛けねばならぬ、日本に居れば人から使役される人でも韓國へ來れば韓人の一人や二人は使ふ身分にもなれる又道路が不完全な處で瘦せ馬に乘つたり或は徒步するのは苦しいには違ひないが、東京の中央で大込みに恐ろしく込んで電車の中で宙り下がつて往復するより餘程氣が利いて居る、又實際韓國では今後益々道路其他の點も開けて來るのだから一時の不便苦痛を忍んで居る事が將來の樂みは多いと思ふのである。

又韓國では憲兵杯も殖へ軍隊杯も引續き駐屯して居るが、是れも餘り出入を頻繁にせず、尤も教育の點其他の不便はあらんも朝鮮だけは餘り交代を頻繁にせず永く駐まることにしては如何と自分は思ふのである。

最後に一言したいことは遠くて近ゐは男女の何とやら云ふことがあるが朝鮮は日本から見て近くて遠ゐ點が少なくないと私は思ふ、然るに色々原因もあろうが韓國の事情が案外內地人に能く分つて居らぬ爲め日本內地に於ては從來韓國に居るものは皆悉くヨボ化して居ると頭から極め込んで居る樣である誠に遺憾に堪はない次第である、炭坑に入つて眞黑になつて働かねば石炭は掘れるものではない、疊の上で小笠原流の禮式許りやつて居つたつて水練の稽古がドウして出來るものか、內地人に對して右の通り注意して置きたいのであるが韓國に居る者の方から云へば先頃拓殖局抔も出來た事であるゆへ朝鮮の實情を絕えず詳細に內地に知らしむる方法を常に十分に講ぜねばならぬ此の點に於ては不言實行主義は大禁物である、又韓國に居る役人なり實業家なりは日韓人双方に對して仕事の遣ひ別けをする丈けの能力がなくばならぬので其の上內地人の考よりは一步進んだ所を理想に立てゝ働かねばならぬのであるから餘程シッカリして居らねばならぬ、然もないと三、五年每に順次にヨボ化したと云ふ惡評を內地より受けて走馬燈の樣にグル〜廻り許りやることになつて歸する所は國家の大損耗になりはせぬかと云ふ氣遣である。

民衆に對する希望（上）

統監府警視　今村鞆

今や新統監將に赴任せられんとし韓國行政の事更に一般の進攬を劃すべく世人の期待せる時吾警察行政も將來益々多事なるべく此の秋に際り平素抱懷せる民衆に對する希望の一端を披瀝する亦敢て無益の業にあらざるを思ふ。

抑も警察の本領は民衆の危害を排除するに在るが故に民衆を離れて警察の存在すべき理由はない、故に警察事務は常に民衆を基礎とせんければならぬ此の見地より吾人警察官は民衆との交涉を疎隔することは出來ない即ち警察事務上に於ける關係以外に於て常に民衆との意思の疏通を計り連絡を付けることを忽にせざるのみならず之を以て主要なる一要務とせねければならぬ之と同時に世人も亦警察を一種別社界の人と視ずして自己の警察である自分の大事な番人であると云ふ觀念を持つて貰ひたいのである世人往々にしれは惡い事をせぬから警察に用はないと云ふ事を云ふが此れは間違つて居る良民程却て警察に關係が深いのである。

第一に希望するは各個人の警察の發達である一名自衛の發達である凡そ國家には警察の無き處はないと同じく一個人にも亦警察が必ず存在して居るのである即ち火の用心をするとか戶締に氣を付けるとか或は溝を浚へるとか途中で掏摸の用心をするとか皆之れ一個人の警察である此の一個人警察と國家警察とは全然無關係のものではない從ら警察官が注意しても限りある人員で限り無き仕事に向ふのである特に都會の地は田舍と比べると戶數人口の上から警察事故が比例的でなくて累進的であるからそう隅から隅までは手が屆き兼ぬる故に各個人は自己の警察を充分に發達させて貰ひたいのである京城の如く日韓人が入交り亦日本人でも種々雜多の各縣の人が入込んで居つて警察は日本の內地に比ぶると甚だ骨が折れる例を擧げて云へば新開地であるから一定の處に永住した人が少ない各住民の性行等も警察では內地の如く充分に判らぬのである京城には小泥棒が甚だ多い糀を取つたとかバケツを取つたとか干し物を取つたとか云ふものは澤山ある日本ならば下駄泥棒ならば下駄泥棒として專門のものがあつて直に當りが付き捕へらるゝのだ。（十七日稿）

公人私人

▲野澤武之助（法學校々長）釜山より入京浦尾旅館へ投宿
▲石渡又八（橫濱東陽銀行支配人）同上
▲渡邊水哉（陸軍少將）大邱より入京巴城館へ投宿
▲梅田岩樹（陸軍少佐）同上
▲松田善衞（步兵大尉）同上
▲武田秀雄（海軍少將）天眞樓へ
▲青柳四郎（楊州區裁判所判事）二十四日歸任せり
▲西本榮光（陸軍二等主計）釜山へ
▲日沖喜之助（同）二十四日春川へ
▲林茂樹（憲兵大尉）二十四日春川へ

鐵嶺丸の沈沒

▽韓珍島沖の大慘事

▲第一報　大阪商船會社所有汽船鐵嶺丸は大連より下の關に向け航海中一昨日午後八時全羅南道珍島沖に於て沈沒し乘客乘組員を合せ二百四十六名中四十名は上陸したるも其他は行衞不明なり木浦警察署長は直ちに警備船其他の小蒸汽船を準備して援助に向ひ尙は仁川碇泊中の軍艦淀は救助のため同地へ急行したり（廿四日午前十一時着）

▲第二報　二十一日午前十時大連發門司に向け航行中韓國竹島沖にて沈沒したる鐵嶺丸の乘客氏名左の如し

便乘一等乘客陸軍將校

步兵第四十四聯隊步兵少佐馬渡厭勘、弘前憲兵隊少佐那須太三郎同妻サイ同長女アイ次女キヨ、都督府軍馬補充支部騎兵大尉上原長龍、山口衞戍病院長一等軍醫草香三成、近衞步兵第一聯隊中尉伊藤熊市、獨立守備隊司令部中尉村上慶吉、近衞步兵第二聯隊中尉矢野旅、步兵第四十四聯隊二等主計古矢南、步兵第十二聯隊中尉井上三須文一、大阪砲兵工廠二等軍醫立川純三、步兵第六十一聯隊二等軍醫竹內嘉久同妻ハヤシ長男一夫長女フミ子、滿國留學伊藤憲兵大尉夫人よし長男源脩長女アツ以上一等乘客

遼陽憲兵特務曹長古島粂吉二等乘客

一等普通乘客の部

門司西本町機械商平泉幾哉、樋口民團長岡部二郎、露國人グンテルザンシ、千葉マクハリ町步兵大尉大須賀常信、大橋高麗橋通り五丁目商人岡本正造、神戶駐在英國領事カンニングハム

二等乘客の部

京都上鴨村商人近藤巖、宮崎縣商鍋商人脇定、福岡伊勢町脇山三哉、福岡縣遠賀郡淺木村教員毛利正吉、熊本市センダン町運送業牛島正吉、名古屋竹山喜次郎、滋賀縣日野商人野田秀吉、長崎縣平戶運送業間壁鐵造、愛知縣豐崎町市川與一郎、滿鐵社員中尾熊次、名古屋三輪町河井シナ、東京赤坂區英國領事館員久保田幸男、滋賀縣鐵道員伊勢市三郎以上二等乘客

三等乘客の部

陸軍便乘十三名歸還病者二十三名普通三等乘客百〇五名なり（廿四日午後六時着）

韓海慘事の詳報

▽木浦警察署長發電
▽乘客の多數は無事

鐵嶺丸乘客救助に關したる木浦警察署長より二十五日朝警務總監部に達したる電報左の如し

本職は本日午前二時小蒸汽二隻警備船二隻に警部巡查八名を乘せ理事官と共に鐵嶺丸沈沒地に向け出發途中莞島に避難者を發見し現場に赴きたるが鐵嶺丸の船體を認めず全く沈沒したるものゝ如し乘客は六個の短艇に分乘し第二號第三號艇は二十三日午前五時航行中の音羽丸に救助され又第四第六の兩短艇は同日午後六時巴丸に救助され直に門司に向へり此の乘客百二十名は又第一號艇は外莞島に漂着中水產組台の巡邏船に救はれ二十四日午後一時木浦に上陸直に神代丸にて日本へ向け出發せり此の乘客三十名なり鐵嶺丸に居殘れる五十名と第五號艇約四十名は今尙ほ行衞不明にて搜查中なり力士一行は確かに乘船し居らず船員七名は木浦に上陸せり

▲將校患者も無事　二十五日朝憲兵司令部に達したる電報によれば鐵嶺丸便乘の將校並に患者は無事避難し二十四日日本に向へる由

摩耶山丸遭難

汽船鐵嶺丸遭難の報傳はりて在韓十五万同胞の驚愕未だ止まざる內に又々同方面に於て摩耶山丸の遭難を報じ來る摩耶山丸は大阪原田商會の汽船にて大阪より芝罘に向け航行中二十三日午前

▲大阪市長確定

[illegible]

▲農工債券發行

農工銀[illegible]し九十八圓申込期日は八月十二日より同二十日迄なり

▲獨太子御渡日

（公報）[illegible]誤れば獨逸國皇太子殿下には世界の漫遊を試みらるべく印度支那及び日本國を訪問せらるべし（廿四日）

▲獨逸皇帝行幸

[illegible]

無事避難者氏名

[illegible]馬渡少佐、伊東大尉、日下軍醫、植村大尉、小西主計、竹內軍醫及同家族二名、岡部民長、英國領事代理、露國商人[illegible]

南の風景

[illegible]

今日の運勢

七月廿六日（舊六月十九日）二黑　赤口　壬辰　納△一白●寂運日なり諸事手控への事保證引受話世事を禁す△二黑●賣買取引貸借機宜を失するあり尤も注意すべし酒色の害を招く勿れ△三碧●旅行探險開店業行商に吉他は概して不運の日なり△四綠●取引金品授受印章證券の故障起り易し新規の契約承諾を爲す勿れ△五黃●家族從者の注意すべし旅行轉住轉業依賴請願に吉△六白●開店業婚談農鑛業に吉療病衞生に留意の事△七赤●屋入れ及び子孫の事を作するに吉職業上利益あるの日なり但し爭論葛藤を招く勿れ△八白●改易轉易の事行ふに吉其外平靜△九紫●婚姻其同組合會見依囑勸誘旅行開店業に吉商賣貸借取引故障起り易し（三一館判斷）

統監更迭記念號

祝統監交迭

石田精肉店
京城明治町一丁目
電話一〇四二番

御料理
酒道樂
京城壽町三丁目
電話一二七六番

時計
樂器
寫眞機
自轉車

織居商店
京城本町四丁目
電話二六二番

織居商店自轉車部
京城本町二丁目
電話四八〇番

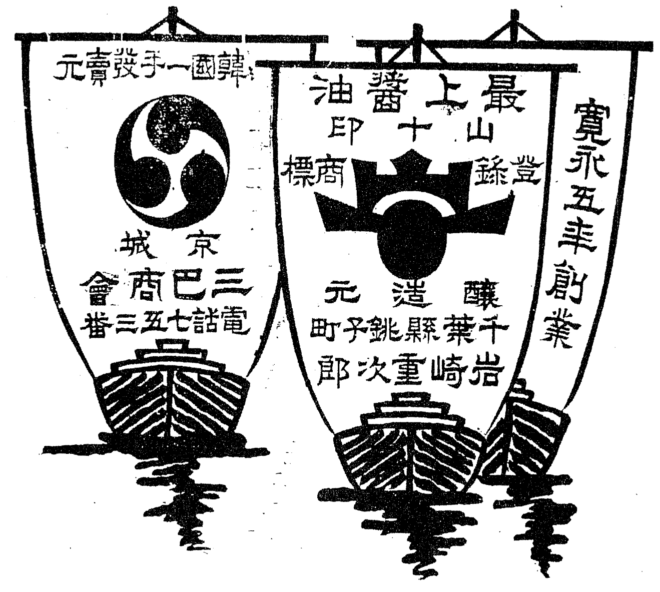
織居支店
平壤南門通
電話二三番

田舍
御料理 交遊軒
京城大和町二丁目浪花湯前
電話架設中

齒科治療
本町六丁目
ドクトル 中村安子
（敷そば横町電話一五八三）

祝統監交迭

唐津石炭 直輸入商
並に平壤無煙炭販賣
京城太平町一丁目九十五番戸
（南大門高等女學校裏通り）
近藤商店
電話八三五番



祝紀念號發刊
京城本町一丁目（理事廳前）
增本好三郎事務所
電話千五十番

京城大和町壹丁目三百三十一番戸
愛國生命保險株式會社
京城出張所
電話四〇二番
振替貯金口座東京一七六四〇番

謹みて紀念號の御發刊を祝す
日韓瓦斯電氣株式會社

資本金五十萬圓
積立金九萬七千圓
株式會社 大韓天一銀行
電話五五八番
支配人 遠山熙
電話八一六番

東洋生命保險株式會社
本社 東京市京橋區南鞘町六番地
社長 尾高次郎
支社 京城鐘路通一丁目（電話六五一番 振替貯金韓國一三〇番）

京城新報

第二

統監更迭記念

在韓邦人學事概況

一、學事施設の概況

明治十年釜山に共立學校を設け居留地役所の一室にて讀書習字算術を教授したるを以て在韓邦人教育事業の嚆矢とす同十五年元山に、十八年仁川に二十年京城に不完全なる教育事業創始せられ釜山元山は二十一年、仁川は三十二年京城は二十五年に至り何づれも正式の小學校を開始せり之を日清戰爭以前に於ける在韓學校の總數とす

爾後日露戰爭に至る約十年間に增加したるものは木浦(三十一年)鎭南浦(三十三年)群山(三十二年)平壤馬山開城(何れも三十五年)龍山(三十六年)統營(三十六年)の八校にして三十九年二月一日本府開設の當日迄に更に永登浦海州江景入佐密陽大邱の六校を增加し總數十八校其の兒童數約二千六百人に達したり本府開設後は小學校は勿論各種學校新設せられ一年後の四十年三月には小學校三十五、高等女學校二、商業學校一、幼稚園三を算し爾後年々增加し本年度末に至れば小學校百三十其の他、學校十、幼稚園九、生徒總數一萬七千人に達すべし、以下各學校別につき詳述せむとす

二、小學校

小學校は前陳の如く三十餘年の古き時代より各地に設置せられ本府開設後國庫補助金の下附ありしより一層增加の速度を早め、凡そ二百人の居留民を有する土地には殆んど小學校の設置なきは無く、內は遠く中江鎭、惠山鎭、會寧の如き僻地より外は遙に欝陵、濟州、於靑の如き絕島に及び大は二十七學級千五百人より、小は單級五七人の兒童を有する者に至るまで、何れも相當の設備と、學級相當の有資格教員を有し其の兒童の本國各學校へ轉學入學に關しては市町村立小學校兒童と同一の取扱を受くるを以て居留民は安んじて其の子弟の教養を托すべし

今本府開設後各年度末に於ける概況を左表に示す

學年度末調小學校兒童、職員、學級數表

年度別	校數	學童數	職員	學級
卅九年	三五	五、二九七	一六五	一三五
四十年	五四	七、四九二	二二四	一九〇
四一年	七六	九、九二五	二八九	二四六
四二年	一〇〇	一二、六二四	三六一	三一八

小學校教員は未だ韓國內に教員養成所を有せざるを以て凡て本國より傭用せり其の各年度に於ける資格別數左の如し

各年度末調小學校教員資格別數表

年度別	小學校正教員	小學校專科正教員	尋常小學校本科正教員	小學校准教員	尋常小學校准教員	無資格	計
三九	九二	七	八	六	七	二五	一六五
四十	一一七	九	五〇	九	九	二〇	二二四
四一	一五五	八	六二	八	一四	三三	二八九
四二	一八四	三	一〇四	五	二	二六	三六二
四三月末	二〇六	三	一一五	九	二	三三	三九四

教員の待遇は在外指定學校に在りては法令の定むる所に依り恩給を受くるの權を有し、三年以上の勤續者に對しては恩給年數に特殊の恩典を與へられ其の待遇は判任文官と同一とし理事官之を任免し、本國市町村立小學校教員と相互轉任をなすことを得、恩給通算の恩典を受くるものとす

教科目及修業年限學年、學期は小學校規則に依りて規定せらる就中教科目に在りては尋常小學校に於ては本國と全く同一なるも高等小學校に在りては隨意科目として韓語を加設するを得るを異れりとす、韓國には三學年課程の高等小學校なし兒童及教員の出身府縣別四十二年四月現在の兒童及教員に就き(兒童は二百人以上教員は二十人以上の地)調査したるに其の主なる者如左

府縣別	兒童數	教員數	兒童千人に付き教員數
山口	一、四三一	二五	一七强
長崎	一、〇七一	九	一〇弱
福岡	八〇二	二二	二七强
大分	五七七	二八	四八强
廣島	四九〇	七	一四强
大阪	四一六	四	一〇强
熊本	三八〇	二六	六八弱
東京	三四八	四	一一强
佐賀	三三六	一五	四一强
兵庫	三〇六	七	二三弱
岡山	二五三	五	二〇弱
愛媛	二五二	一	四
鹿兒島	一六七	二四	一四四弱

(以下畧之)

當時兒童總數八千九百四十九人教員二百四十六人にして兒童千人に對し教員の總平均二十七人强なり則ち以上の數に比し前表中兒童多數を有する府縣は教員の供給多きを示し之に反し其の少きものは教員の供給少きことを示す

兒童數と居留民數との割合　本國に在りては人口と小學兒童との比千人に對し

[illegible]

三、中等程度各學校

(一)高等女學校

高等女學校は何れも居留民團の設立に係り其の創設は三十九年四月釜山を以て嚆矢とす四十年四月京城之に亞ぎ何れも在外指定學校たり此外仁川に一校あるも尚指定せらるゝに至らず今各年度に於ける發展の狀況を左表に示す

年度	生徒數	教員數	學級數
三九年	一〇五	二〇	六
四十年	一七七	三二	六
四一年	二九五	三九	一三
四二年	三九二	四〇	一四
四三月末	五八五	四一	一六

釜山女學校は三萬餘圓の經費を投じて校舍新築將に成らんとす京城女學校も亦三萬餘圓を以て近く工事に著手せむとせり此の二校は共に本科四年程度にして釜山は別に技藝專修科を附設し何づれも已に數回の卒業生を出せり

(二)商業學校

釜山居留民團立甲種一校ありて在外指定學校たり、三年程度にして已に二回の卒業生を出し文官任用令及徵兵令に依り認定を受く、此の外本年度に入り仁川に居留民團立乙種一校を開校せり

(三)中學校

四十二年四月京城居留民團に於て京城中學校を創設し、一二年生を募集し在外指定學校たり本年四月より統監府中學校新設に付其の生徒を引繼ぎたり本校特殊の點は第四學年以上に於て第一部第二部を區劃し第一部は本國中學校と同一の學科を授け第二部生には卒業後直ちに實地に就業する者に適切なる學科を教授するにあり目下の狀況如左

四十三年五月末調中學校生徒職員、學級數調

學年別	一學年	二學年	三學年	計	職員數	學級數
	一二五	七六	三四	二三五	一九	五

(四)各種學校

小學校卒業男生徒の學力補習及乙種商業程度の教育を目的とし各地に夜學校を設け本年度に入りては京城に私立女子技藝學校を新設したり現在校數五生徒約三百、學級數十五、職員二十六とす

四、各種學校

東洋協會專門學校の分校にして毎年一回本校より生徒を分派し半年乃至一年間韓國に從事する者に適切なる教育を爲すを以て目的とし已に三回九十六名の卒業生を出せり

(以下第三の一に續く)

統監更迭記念號

京城
古城菅堂
電話九三一番

京城本町三丁目
中村再造
電話三六五番

京城櫻井町
石井新
電話三一四番

京城本町六丁目
田村義次郎
電話一八四番

京城南山町一丁目
森勝次
電話一五六番

京城明治町二丁目
城六太
電話九六一番

京城醫會

（いろは順）

池田內科小兒科醫院　旭町二丁目　電話一二三四番　電話八八〇番
石田耳鼻咽喉氣管科醫院　旭町三丁目　電話一七〇九番
飯塚齒科醫院　南山町三丁目　電話一一四〇番
爲春堂醫院　大和町一丁目　電話九二八番
朴濟生院　毛橋二統
十全病院　旭町三丁目　電話七三二番
小川病院　大和町一丁目　電話六五三番
和田花柳病醫院　若草町一丁目　電話一〇五八番
漢城病院　明治町一丁目　電話一二番
神吉醫院　黃金町　電話九三〇番
海洋病院　龍山柳町　電話七二二番
高井醫院　壽町三丁目　電話二一六番
多々見醫院　日の出町　電話九四〇番
中村耳鼻咽喉眼科醫院　清國領事館前
中島醫院　壽町三丁目　電話三七八番
松岡醫院　南山町三丁目　電話六七五番
京城醫院　壽町一丁目　電話七四二番
京城婦人病院　北米倉町　電話一四五一番　電話四八二番
京城梅毒病院　相生町　電話一二九四番
江頭眼科醫院　本町三丁目　電話三三番
安東病院　旭町一丁目　電話七三番
佐藤皮膚病院　京城郵便局後　電話一一七三番
贇化病院　本町四丁目　電話二四番
佐々木病院　明治町二丁目　電話八一一番
菅醫院　西小門通　電話一三一五番

統監更迭記念號

祝統監交迭紀念號發刊

京城永樂町二丁目

一進會本部

電話三一〇番

時節柄特に衛生に注意致し候間御愛飲被下度候

高等牛乳

營業項目
- 家畜の飼養蕃殖
- 牛乳の搾取販賣
- 家畜及畜産物の賣買及委託賣買
- バター及乳製品販賣
- 此他畜産事業一切

韓國京城古市町九番戸

韓國畜産株式會社

電話八八番

申込所

龍山元町三丁目

兼古商店

電話三九番

ミュンヘンビール



一名瓶詰にせる液體のパン

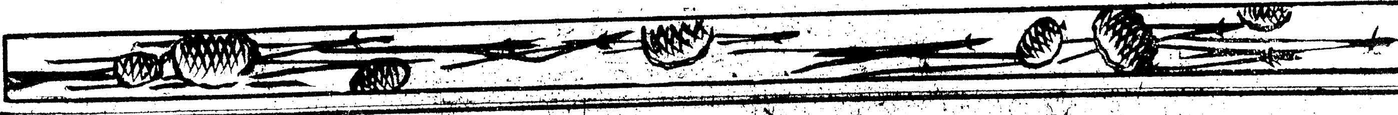
黒ビールに似て風味淡白アルコール分少なければ婦人にも飲み易く之を食前に用ひて消化を助け之を酒後に試みて心身を爽快ならしむ上戸下戸共に適する理想的好飲料なり

シトロン



シャンパンに似てアルコール分を含まずサイダーよりも風味よく何人にも適する衛生的好飲料なり

釀造元 大日本麥酒株式會社



統監更迭記念號

京城地方裁判所所屬

第一組合辯護士會

（いろは順）

岩田仙宗
京城明治町二丁目
電話三五四番

本田潤
京城中部長橋通一丁目
電話一九二番

大久保雅彥
京城長谷川町一丁目
電話八三九番

岡田榮
事務所 京城鐘路通一丁目 電話七四三番
自宅 京城旭町一丁目 電話三九八番

大崎熊之亟
事務所 京鐘路通一丁目 電話四九一番
仁川山手町二丁目 電話七〇八番

高橋章之助
京城鐘路通一丁目
電話二五六番

辰市本丸
事務所 京城鐘路通一丁目 電話八三一番
自宅 京城南山町二丁目 電話六八三番

田中圭三
京城南部大坪坊
寫字洞三統三戸

莊子斌
事務所 京城鐘路通裁判所向 電話一五二三番
自宅 京城大和町一丁目 電話九六〇番

中村時章
京城旭町二丁目
電話六三一番

永井道忠
京城鐘路通一丁目
電話二三八番

木尾虎之助
京城南部寫字洞三統八戸
電話三七五番

皆川廣濟
事務所 京城廣通橋通東川邊 電話六九七番
自宅 京城南山町一丁目 電話八五七番

白井勝悟
京城中部長通坊大廣橋一統十戸
電話一四二一番

京城新報

第三

統監更迭記念

在韓邦人學事概況

五、幼稚園

幼稚園は明治三十年釜山私立幼稚園開園次て三十三年京城仁川に各一園を開園し目下合計九園（京城三園、仁川、群山、釜山、大邱、元山、鎭南浦に各一園）を有し幼兒約六百、組數十六、保姆助手二十名とす

六、教育補助金

三十九年度に於て一萬五千圓を國庫より支出し在韓帝國居留民教職費補助金を計上せられ爾後毎年一萬圓乃至一萬五千圓宛增額せられたり各年度金額及補給學校左の如し

年度別	學校數	補助金額	一校平均
三九年度	二八校	一五、〇〇〇	五三三
四十年度	四七	二〇、〇〇〇	四二五
四一年度	六四	三〇、〇〇〇	四六八
四二年度	八六	四〇、〇〇〇	四九一
四三年度	一一二	五五、〇〇〇	四九一
計	延三三七	一六〇、〇〇〇	四七五

七、學校經費

四十二年度に於ける學校經費は左表の如し

學校別	經費	校園數	生徒數	生徒一人平均
小學校	二五七、二五九	八六	一三、四六一	二〇、五〇
（備考）校數十二校は經費不詳に付省く				
高等女學	三三、七一六	三	三	八二、四〇
（備考）仁川女學校職員の俸給は同小學校より支出す				
中學校	一六、四八四	一	一五四	一〇七、〇〇
（備考）京城居留民團の豫算を計上す				
商業學校	一〇、二一二	一	九二	一一一、一〇
各種學校	—	—	—	—
專門學校	九、八六二	一	三〇	三二九、七〇
幼稚園	五、五〇〇	五	三八	一六、八〇
（備考）幼稚園三は經費不詳に付省く				
計	三三二、〇八二	九九	一三、四六三	—

八、圖書館九教育會

圖書館は目下僅に左の三個所に過ぎず、而して何れも微々として振はざるは遺憾なり

木浦圖書館、釜山圖書館、京城文庫

九、教育會

京城仁川釜山元山木浦に各教育會を有し各其の地方學事上相當の功績を擧げつゝあり殊に京城教育會に於て每年開催する夏期講習會は本年旣に第四回に及び在韓小學校教員一般に對し多大の利益を與へたり

此の他在韓小學校長に於て校長會を組織し每年一回京城に集會し教授管理に關する打合を爲し或は本府の諮問に應し教育上頗る貢獻する所あり

京城民團の沿革

附商業會議所の事ども

○最初の居留民

京城に於ける我居留民の歷史は明治十七年の事變後に始まる、其以前に於ては公使館員及守備隊等政府の派遣せる者と、其が用達商の一時足を留めたる外は、時々仁川より我商賈の往來するありしのみ、而かも彼の事變に依りて我邦人の來住は甚だ危險なるを覺らしめたりと雖ども、同時に又危險の程度をも知らしめたり、即ち驢馬の嘶うを聞き疑怖したる虎の如くなりし邦人は其が一蹋に會ふて反つて私かに微笑せり、去れば變後我公使の再び駐剳されたる頃より泥峴の邊、我買人の店舗を見るに至れり、之れを我最初の居留民なりとす

○自治團の濫觴

明くれば十八年、我居留民の數は漸次增加して十を以て數ふるに至れり、此に於て相議して「總代」といふを設け、戸主たる者は男女を問はず月次輪番にて之れを務むることゝせり、其の主たる事務は公使の布令を居留民に傳達し又は入退京者の屆書に奧書して官に進達する等の事にして、經費は入退京者に十錢の分頭税を課して之れに充てたり、幾も無くして居留民の數激增し月番總代にては到底事務を處理し能はざるに至り初めて專任總代を撰擧し、月額五圓の手當を支給し其の住宅に於て事務を執らしめたり、是れを我京城自治團の濫觴とす

○生活及社交の狀態

當時居留民の生活は實に簡易を極めたり、住屋の多くは勿論韓人家屋にして今の壽町二丁目、現第一銀行敷地、壽町一丁目及本町四丁目邊に散在せり、而して衣服は平常絹布を纏へる者など絕ねて無かりしといふ、茲に居留民が如何に質素なる生活を營みしかを徵すべき一笑話あり、小林德兵衛となん呼べるが時の總代たりしとき、使館の意を承けて居留民に傳達すらく、來る天長節の遙拜式に參列する者は、紋服袴若くはフロックコートを着用すべしと、然るに居留民の大多數は禮服の準備無かりし爲め、我大君の聖節を奉祝する臣子の心に二あるべうは無けれども慨を呑むで整控ゆべく餘儀なくされしが、單り總代は居留民の代表者として式場に參拜せざるべからず、因て豫め服屋に命じてフロックコートを調製せしめしが、當日に至り袢袴の前を後にして穿ち、裁縫の甚だ未熟なるの故に不恰好なりとして服屋を叱責したることありと、逝く水の流に譬ふ人の世の轉變の狀を見つゝ春風秋雨二十有五年今尙健在なるは國分象太郎、和田常市、山口太兵衛、市川石勳、森勝次、古城梅溪、渡邊鷹次郎、中村再造外兩三氏のみ、聞かま欲しきは諸氏が今昔の感にこそ、而して社交狀態は、唯一家族の如くに相輯睦せりと云はんのみ、例へば一家族の如く、相倚り相扶けて一意專念地盤の開拓に勵め、他を顧みるの遑なかりしも、唯天長の佳節に方りては、老弱男女打集ふて熱誠に奉祝したり、之れを機會として一年一回の社交的集會は催されたるが如し、

○民役所と會議所

十九年末、領事館事務代理久水三郎氏居留民規則を發布せしより、翌二十年一月民役所を設置したり、總代を置きて事を理めしむること前の如く、總代は居留民撰出の名譽職にして、任期を一年とし、戸主たる者は總て選擧權を有せり、同時に日本人商業會議所を開設し、各戸主は擧て其の議員となり、日韓貿易の先驅者たり指導者たるを期せり、時に居留民の數は尚二百に達せず、フロックコート乃至紋服をだに有せざる當年の我居留民の意氣を見よ、去れども尚未だ家屋を建築するなどの出來得べくもあらず、今の壽町一丁目料亭井門樓の地に在りたる韓人家屋の一部を賃借して商業會議所と共同使用し家賃四圓を支拂ひしが、後更に一圓を借り增して七圓を拂ひ、總代及書記一名に小使一名を附し、此處に居留地行政は取扱はるゝのみならず、日韓貿易に關せる諸種の畫策は議せらるゝなりけり、超て二十二年の秋、八百余圓を投じて現商業會議所の敷地に民役所及商業會議所に充つべき家屋を建築せり、其が二十八疊敷の一室は當時京城唯一の大廣間にして、同時に京城唯一の公會場たり、會々此地に賓客を迎ふることあれば此の大廣間に小學校の机を配置して立に京城唯一の大食堂となれりき、

○民役所の經濟

民役所の設置と共に居留民會の開設されたるは云ふ迄も無し、其の新撰の議員が初年に決議したる民役所の經費は實に二百余圓にして財源は分頭税と稱するものなりき、

（以下第四の一に續く）


統監更迭記念號



統監更迭記念號

大阪商船株式會社
仁川港
仁川支店
電話 一二番 二一〇番

仁川濱町二丁目
常滑土管 特約販賣 貿易商
○ 桑野商會
電話 一三九番

仁川港
さ 慶田組
電話四二番

羅紗
仁川港
奥田羅紗部
電話五一番 振替口座韓國五四番

登録商標 ○
手撰石拔 磨擦精米
奥田精米所
電話六〇八番 本店電話五一番 電略(オ)又は(オク)

鑛山火藥 ダイナマイト 安全導火線 雷管
奥田火藥部
電話(同斷)

仁川通關業組合

仁川稅關所屬免許貨物取扱人
(イロハ順)

仁川本町四丁目 川井田通關部 電話八〇番
仁川海岸町二丁目 高杉回漕部 電話(長)五九番
仁川驛前 內國通運 仁川出張所 株式會社 電話五一一番
仁川海岸町二丁目 慶田組荷捌部 電話七二番
仁川驛前 小宮山海陸運送店 電話長七一六番
仁川海岸町三丁目 協同組 電話(長)五二番

仁川旅館組合

停車場前(電二十四) 稻田旅館
理事廳通(電三十二) 原金旅館
萬石町(電五五二) 八景園ホテル
本町一丁目(大草旅館跡) 花屋旅館
寺町二丁目(電八五七) 東鄉旅館
民團役所通(電一四四) 尾崎旅館
公園地四ッ角(長電七〇七) 竹原旅館
仁川港海岸(電二五一) 旭屋旅館
停車場上(電四一四) 菊屋旅館
築地一丁目(電二一七) 白石旅館
日本居留地(電四十四) 木津旅館
(いろは順)

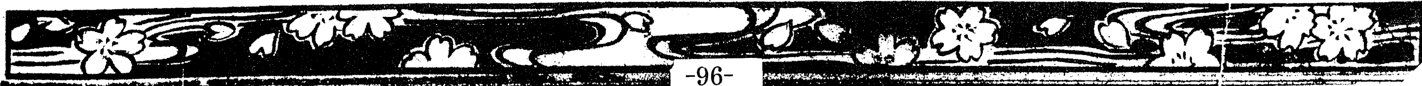
合資會社
仁川港本町四丁目
秋田商會
電話長 一一七三 一一六

板材木販賣營業
五
仁川萬石町
仁川木材合資會社
電話一二八番 電略(五)
京城永樂町三丁目
同 京城出張所
電話四二八番

仁川仲町三丁目
ライジングサン石油株式會社
仁川出張所
電話六三四番

仁川港
仁川電氣株式會社
電話二二四番


統監更迭記念號



京城新報

第四

統監更迭記念

京城民團の沿革

（第三の一頁よりつゞく）

超て二十三年に至り經濟太だ膨張して七百六十餘圓に上れり、然れども民役所の經濟は二十一年末に於て商業會議所と合併されたりしを以て、民役所經費の不足は商業會議費の過剩を以て補足するを得たり、二十四年初めて豫算を編成せしが千二百餘圓を計上せり、之れ教育衛生及び役所費其他諸經費の增加せるのみならず、此年より警察費を負擔せしめられたるに因る、然れば人頭税のみにては收支相補ふ能はざるを以て新税を起して補足せり、一つは營業税にして他は即ち居留民の住屋の間口一間に對して若干を賦課することゝせり、之れ今の家屋税に相當す、二十五年度の歲計豫算は二千百余圓、超ねて二十七年度には約二千五百圓なりしが、日淸役後は經濟急に膨脹して殆んど前年に倍蓰するに至り、更に地税を課することゝせり、先是、民役所建築と同時に商業會議所の經濟を分離せしも便宜上若干の經費を定めて會議所の事務整理を民役所に托せり、民役所に於ては事務甚だ繁多ならざりしかば別に吏員を置くに及ばず、故に會議所の事務請負も亦好財源たりしなり、斯くて二十九年度初めて專任の有給總代を置き、三十五年民長と改稱せしが此の頃に至り自治行政の体裁稍整ひ、歲計殆んど三万圓を計上したり、夫れより累年邦人の發展に伴ふて事務は繁に赴き、歲計は嵩めり、三十七年度に五萬圓、其次年度は八萬圓と稱しき、

○最初の小學校

明治二十一年、有志家は日本人兒童が韓人の兒童等と終日嬉戯せる狀を見て小學校設立の必要を唱道せしも其が父兄は頗ぶる冷淡にして、却て學の緊急を[illegible]、因て有志者は戸毎に歷訪して筆紙墨に至る迄で學校に於て給與し決して父兄を累はさゞる條件の下に十余名の就學兒童を得、初めて寺小屋風の教場を設け所謂算筆を授けたり然かも此の爲めに備へられたる經費あるにあらざれば教員を聘するなどは到底出來得べくもあらず、教科書の如きすら交通不便にして臨時本邦より購入する能はざる略、種々の理由ありて仁川の小學校より讀本二三冊を借り現民會議員山口太兵衛氏は自ら之れを筆寫して兒童に頒てりといふ、斯くて二十三年教務を本願寺の布教僧に托し、民役所の書記をして助けしめたり、而て此間の經費は總て有志家の寄附を以て辨じたり、二十四年教場を本願寺（當時壽町に在り）に移し初めて教員一名を聘傭せり、二十五年度に至り民會は教育費四百圓の支出を決議せり、此年初て公立小學校の認可を得仁川小學校より一教員を聘して校長たらしめたり

○會議所の今昔

商業會議所の開設及維持の狀は既記の如し、人は少なく經費饒ならず然かも當年の活動は實に目醒しきものありき、例へば京仁間唯一の金融機關たる第一銀行をして會議所の言に聽かしめ取引を便にしたる、仁川航路を獨專したる郵船會社を抑へて、商船會社の航路を開始せしめたる、或は瀨戸物の脆弱なる總に韓人の嗜好に適せざるを見るや一割以上の利益を保證して伊万里燒の輸入を開始し、韓人をして日本陶器の大顧客たらしむるに至りたる、又韓商には鐘路六品原店一名都買と稱するあり、政府の特許を得たる綿布、紙、絹布、海產物、陶器、小間物（鞋、笠、及頭の飾物）等の專賣本舗とも云ふべきものにして、若し韓人が如上の物品を他店にて購入する時は都買は購買者に税金を課したり、然れば都買は常に人を派して日本人店舗の在る所に彷徨せしめ、韓人が金巾、陶器等即ち都買の貨品を購ふ者あれば直ちに來つて若干の税金を徵し、納税の證を交附せしが若し其證を所持せざる分は容赦なく沒收したり、如斯くにして商業の發達を阻碍すること甚だしかりしを以て我商業會議所は[illegible]起して其の不法を鳴し、我公使に依て韓政府に交渉し、遂に斯る惡制を打破し、韓人商賈をして均しく其利益に霑はしめたる等貧弱なる一小團体の就したる効績としては寧ろ過大なるの感無くんばあらず、而り今の商業會議所は彼の如くにして存在す

○居留民增殖の狀

最後に居留民增殖の狀を記さん、十九年天長の佳辰に方り我居留民の數は六十餘名なりしが、後一年を經て二十年末には百九十餘名、二十四年末には四百餘名、二十七年六月には八百六十人、而して日淸戰役中俄かに激增して一千二千人を算せしも戰役後に減じて一千三百餘となれり、爾後發展の狀は人の記臆に新たなる處、以へに畧す、

いたづらがき

川端不溺

題して茲にいたづらがきといふ素より取り留めたるものなきは勿論なり、記者は職掌柄朝に夕に東西南北縱横無盡に驅け歩るきつゝ其時は徒らに看過せし事も、稽ふれば徒ら事ならざるもの亦尠しとせず、今之を記臆に辿りてものせんとする故、則ちいたづらがきと題せる所以なり。

△人扁に動の字　邦語にははたらくといふ字は人扁に動くと書き我國の創字にして朝鮮には勿論支那にすら無き文字なり、人扁に動くといふ意義は動物園の虎が檻内に碌々として、喰ふて寢て起きて咆哮する如きに非ず、人の本分を守り、生業に勵精するの謂なり、若し支那人をして之を形象せしむれば、勉強といふ文字を當て嵌むべけんも、到底吾が働の字の力強きには如かざるなり、是れ吾國の創設なる丈け夫れ丈け意味深きを覺ゆ、而して差向き朝鮮に此文字の普及を强ゆる事、最とも肝要ならずや。

△韓人は禮を言はぬ　日本人には他人より一顧の恩を享け、又は酒食の饗應に與かれば、必ず後日若しくは再會の時答禮の挨拶する慣習あり、然るに朝鮮人には決して此事なし、彼等に之を問へば其時は其時、彼の時は彼の時、焉んぞ禮するを要せんやと曰ふ、此一事小なりと雖も、先天的性を成し、遂に世界唯一の忘恩國民と化し去れる所以ならざるなからんや、而して吾國の難有ふ、若くは支那の多謝といふべき語は朝鮮には是を有せずと聞く、强いて之を索むればコウマプソなるが、其意義大に異なれりと某語通は語れり。

△下僚の見たる下官　人は面の異なる如く其性を異にす、下僚に受けの能き人必ずしも好個の上官たらざるが如く下僚に謳歌せられざる人に却て非凡の上官あり、而して如何なる上官が下僚に好く下僚に惡しきかといふに頭腦明晰にして斷々流るゝが如き人乎否、優柔不斷何事も捗々しからざる人乎否、前者は嚴に失し、後者は寛に怛れしむ、然らば如何なる人乎、上に强く下に優しく諄々として下僚を指導する人是なり、進んで執務の進行上、上官は勢ひ舍心の部下を監めざるべからず、則ち上官更迭すには必ず下僚に多少の異動を免れざる所以なり（以下第五の一へ續く）

제465호 1910. 7. 26.

統監更迭記念號

米國スタンダード製造石油
仁川日本精米株式會社製印油
英米煙草會社製品
下總國野田(印)醬油
仁川萬石洞大阪製醬油
尾州名古屋(印)酢
總國流山萬上印味醂
豊後湯乃花精製品
特約

京城本町六丁目
日韓貿易品
㋖藤富國商店
店主 藤富國太郎
其他米、麥、サイダ、和洋酒、白米、洋蠟、南木魚、鰤、昆布、鮭
電話三〇八番(タ)

京城本町一丁目
白米商 今村商店
電話六三二番

米雜穀並に海產物
貿易商 ㋖ 古迫角次郎商店
本店京城本町六丁目(電話一一九番)
京釜線太田支店
京釜線水原支店
京義線新幕支店
京義線岑城出張所
京城鷺梁島出張所

京城明治町一丁目
貿商 森村太郎
電話六六九番

弊店儀各位の御引立に依り日に增し繁榮仕候に付ては今回店舖を新築し薄利多賣主義を以て一層勉勵仕候間舊に倍し御用命仰付被下度奉願上候

一板材木類
一座敷廻り材料並に竹類
廉價販賣

㋣
京城旭町一丁目
小森商店
電話七百四十四番

歐米建築材料各種直輸入

嶄新ト高尚

過去八年間の證明と藤原商店

信用ト確實

京城永樂町二丁目(赤門前)電話一八九番

◀新築落成と移轉▶本店…東京市麹町區有樂町一丁目五番地◀商品應用と實績▶

京城長谷川町二丁目
江川支店印刷部
電話一四七四番

活字、インキ、機械及附屬品
石版用器具販賣
龍山印刷局製品委託販賣
東京 江川活版製造所支店
京城長谷川町二丁目(電話六七八番)

京城旭町一丁目
阿川組工業事務所長
電話三四七・一二八番

統監交迭紀念
京城西部司醞洞二十七統三戸
大槻吉三
電話一一八二番

洋服商

京城南大門通三丁目
丁子屋支店
電話二三番

京城南大門通三丁目
丁子屋洋服部
電話六九〇番

京城本町二丁目
丁子屋分店
電話二二〇番

丸一のもすりん浴衣と

東京 浴衣

㊀
京城本町二丁目
丸一和洋太物店
電話六三五番

泡雪、葛餅、鯨羹、
食パンは毎日出來上りの物を配達致させ可申候
京城本町四丁目
貞島寒水堂
電話一四一番

活動大寫眞常設館
晴雨共年中無休
フヰルム及器機販賣
御望に依り出張撮寫
地方興行も御相談致し候
音樂隊市中
招聘に應ず
日本劇寫眞每度差加へ御高覽に供し申候
十日目毎に新寫眞全部差替へ
京城黃金町
(電話一四三四番)
京城高等演藝館

點燈請負
瓦斯燈製造
石油販賣
京城明治町三丁目
光進舍
電話三八八番

韓國第一
品質堅緻
石色鮮麗
こけ知ず

○常に數萬を蓄積するに依り○○何程多量も御用に應ず○○運搬設備完全なるを以て○○一日數百噸を輸送するを得
○價額大見切
特別勉强
工事も引受可申候
南山町二丁目
山口太兵衛
電話長九番 長七六二番

統監更迭記念號

祝統監交迭紀念號發刊

土木建築
請負物品
用達業

京城古市町

藤原商會

電話八五八番



朝鮮名妓音譜
日本大家音譜
數千種新荷着
特別廉價販賣

營業品目錄器械定價表
無代進呈仕候

歐米雜貨洋酒食料品
洋煙草類金銀屬美術品
直輸入商

京城本町二三丁目

辻屋蓄音器部

本店電話二四八
支店電話三六六

祝統監交迭紀念號發刊

龍山老松町

野中推弘

電話一一〇番

京城著名旅館（いろは順）

京城南山町三丁目
巴城館ホテル
長電話三一番
電話五〇七番

京城南山町四丁目
原金旅館
長電話一一五番

京城南大門外
武藏館

京城壽町一丁目
浦尾旅館
長電話一〇三番

京城曙町
山本旅館
長電話三三五番

京城南大門驛前
山口屋旅館
電話三九四番

京城南山町三丁目
京城ホテル
長電話一二三番
電話四九二番

京城南山町二丁目
天眞樓旅館
長電話六四九番

京城壽町一丁目
旭旅館
電話六四五番

京城南米倉町
櫻家旅館
電話三一二番

京城旭町三丁目
三日月旅館
長電話二五九番

京城旭町二丁目
不知火旅館
電話七一九長番

御會席料理

京城大和町三丁目

梅の家

電話七三五番

御待合

京城南大門通三丁目（光宣門側）

紅葉

電話一三八二番

位置の適當なるは出入に便、貪らずして然も待遇の懇切なるは密に誇とする所に候

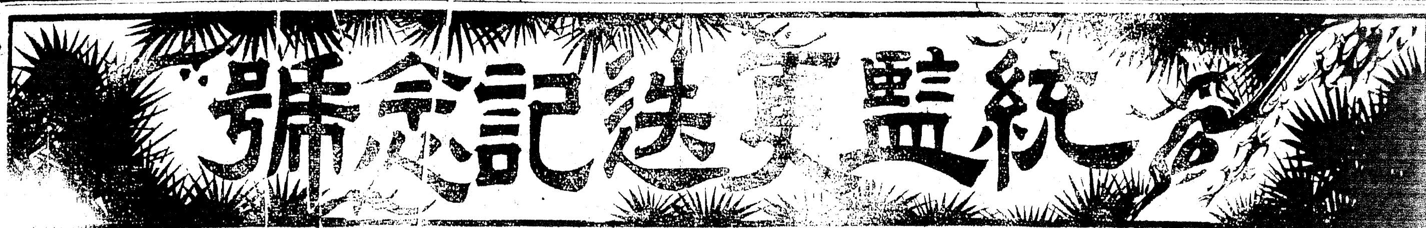
和洋御料理

和樂園

高田家

京城米倉町

電話九三七番


統監更迭記念號



京城新報
第五

統監更迭記念

いたづらがき

川端不渇

△淘汰いゝいゝ淘汰の後必ず膨脹　主腦者の更迭又は官制改正の際には必ず經費節減冗員淘汰の前觸あるは、殆んど通有例なり而して當座の間こそ此實現あるも稍々暫くすれば忽ち元に復し、殊に甚しきは一層の膨脹を見るは洵に滑稽なり、是れ何人が之を統轄するも、或る程度までは相當の定員を必要とする爲めなる莫からんや、今次の警備機關統一の如きも蓋し此筆法を免れずして早晩又整理の機あるべし、何となれば餘りに憲兵本位に傾き、警察の長所を閑却せるの嫌あればなり、而して到底は警察を主とし憲兵は其幇助機關たらしむを要す。

△此後の委託は何？いゝいゝ外交通信軍事司法及警察の事務を既に委託せられ了はんぬ、尚ほ剩す處夫れ幾干、縱令他に幾多の內務行政ありと雖も、韓國現在の狀態にては一として警察の援助を缺く能はず、故に警察事務の委託は或る意味に於ては統治權全部の委任と見て可なり、隨て警察機能を失へる韓政府は恰かも不具者の獨歩きも同樣なり、不具者が滿足に歩き得る例しなしとせば此次の委託は推して知るべきのみ曰く○○諸共の委託なるべし、而して生煮の部分委託も、○○諸共の委託も寧ろ五十歩百歩なり。

△官廳間の權限爭いゝいゝ官制は嚴に官廳夫れ自身の權限を規定せるも、之を實際に處する時は、相互膠着を免れざる事項多し、此膠着は轉て權限の爭となり遂には醜き暗鬪を釀すに到る、而して權限爭を爲すは寧ろ其事務に熱心なる反影にして、彼の事無かれ主義の消極者流に優る萬々なり、唯だ血眼となりて互に相讓り以て官制の不備を運用するの雅量なかるべからず、予は曾て農商工部が質屋取締の事務を內部に、船舶事務を度支部に移すに於て、何等官制上の權限に執着せざりしは、官界一般の通弊に顧み特に推賞すべきものなり

△何ぞ韓國通の多きいゝいゝ東京には現に數十の自稱韓國通放浪し、韓國の事とあれば、直に出齒りて半可通の批評を臆面もなく吹聽し、而かも是れが堂々たる帝都の大新聞に載せられて、如何にも眞實しやかに首肯かれつゝあるは片腹痛き事共なり、焉んぞ知らん此等韓國通なるものは時勢遲れか又は通り一遍の視察を爲したる位の輩にして、眞に最近の韓國を解し得るもの幾人かある、大內某が帝國議會唯一の韓國通なりと聞き心細き感なきを得ず、二十餘萬の在韓邦人は十人位の議員を在留民より出さざれば韓國は尚ほ暗黑なり。

△シルクハツトいゝいゝ議員　予が知れる某民團議員に對し、當選運動費の所要額を問ふに、少くも千圓以上は要すべしと答ふ、斯かる巨額を投じて如何の利益ありやと言へば、彼は答ふるに有形上の利益はなきも、無形上言ふに言はれぬ利益あり、則ち商賣上より打算すれば徒らに暇潰ぶしに過ぎざるも、一方此肩書を名刺に付すれば如何なる高貴の人も必ず引見し呉るゝ、又送迎若くは披露の事あれば列席の榮を亨く、是れ一市商として金錢の多寡に換ね難き所以なりと、猿にも衣裳のシルクハツトを冠して豪らぶる如今の人情を代表し無邪氣も亦極まれり。

△信用されて不幸いゝいゝ官制の改革又は主腦者更迭の爲めに淘汰あれば、自然下僚に多數の罷免者を見る、其際最も奇なる現象は罷免されざるものが、却つて罷免を望む事是なり、即ち罷免されざる樣のものは平素の成績も優等にして、何處へ行くも買手を有し、必ずしも一處に執着するを欲せざればなり、然るに罷免者は之に反し、忽ち身の振り方に窮するより、勢ひ困難せざるを得ず、然ればとて本人自身の都合のみ顧慮すれば、遂に改革は成し遂げ得ざるべし、故に罷免さるゝも恨むべからず、好かれて困る樣の心懸肝要ならめ

南極の奇鳥

▽人間の樣なペンギン

▲探險者の伴侶　見渡す限り荒涼として滿目只皚々たる南極大陸に於て幾多の探險者の心を慰め其無聊を忘れしむるものは只一つのペンギン鳥である長い航海に厭き單調な生活に苦しんだ探險者が初めて此鳥を目擊する時には實に云はう樣のない清新の氣を湧起しむると云ふ事である

▲鳥國の王樣　一體此ペンギンと云ふ奴は非常に人馴つこい鳥で人間なんかは矢張自分と同じ仲間だと思つて居るらしい又却々人間に似た處がある形は鳥だが翼は短く二本の足で眞直に立つて尻尾で身体の釣り合を保ちながらヨコ〳〵と雪の上を歩く、そして人間の樣に各部落を形造つて部落々々には定まつた王樣があつて何十、何百と云ふ家來のペンギンを支配して居る

▲珍妙なる禮儀　此王樣になると隨分威張つたもので他の王樣だの探險者だの或は探險者の連れて來た犬だのに逢うと一國を代表して頗る眞面目腐つて夫に敬禮をする、其方法が又却々振つたものだ、王樣が歩く時には何十羽かの家來のペンギンが奇麗に列を作つて其後に蹤いて行く若し向ふから犬でも遣つて來ると王樣は號令を懸けてピタリと止まるそして其嘴が自分の胸に付く位迄首を屈めて最敬禮を施す

▲演說をする鳥　そして最敬禮をした儘長々と演說を初める四五番位宛續いた短い發音で丁度人が呟いて居る樣な調子に聞える此長演說が濟む間チヤンと首を垂れて居る聽て初めて頭を上げいて相手の顏を見る是が『私の云つた事が判りましたか何うか』と尋ねる意味なのである、素より鳥の言葉なんぞ判らう譯はないからポカンとしてゐるとペンギンの王樣又初めから今迄の通り行り直す却々氣の長い物だ、夫でも譯らずに居ると他の鳥がピヨコ〳〵と飛び出して『夫では私から御說明致しますと云ふ風に又復習をやる此禮式が彼等の仲間同志よりも人間によりも犬に一番丁寧だから面白い是の相手になつてゐると實に暢氣な物で殆ど生命懸けの探檢に來て居る事を忘れて終ふ位である

▲人間が珍らしい　何分人間が非常に珍らしいと見えて先年シヤツクルトン中尉の探檢隊一行が上陸した時もゾロ〳〵と見物に行つて來た相なそして人が歩くと其後から蹤いて來る止ると彼等も止る手を觸ればバタ〳〵と飛び立つがもう直に傍に群つて來る、自動車が動けば夫が面白いとて又其前後に集まる餘り邪魔をして轢き殺されたのもあり犬に食ひ殺されたのも有る相だが夫でも別に恐れもしない實に人間らしい罪のない可愛いゝ鳥で一行も夫が爲に非常に鬱を散じ時々は携帶の蓄音器を出して譜を鳴らして聞かせると遠くの方に黑くなる程集つて一心に聞き惚れたと云ふ話である

統監更迭記念號

京城酒商組合（いろは順）

- 京城本町三丁目 本莊支店 電話六五四番
- 同御成町 千歳京城支店 同三八〇番
- 同明治町一丁目 大塚京城支店 同四〇一番
- 同本町六丁目 田中支店 同七六四番
- 南大門通二丁目 村田源次郎本店 同三五三番
- 同壽町三丁目 富の壽支店 同一〇三九番
- 同明治町一丁目 山邑京城支店 同八四九番
- 同本町四丁目 前田酒店 同一三七番
- 同本町四丁目 松屋商店 同二四〇番
- 同本町二丁目 佐藤牧商店 同二九番
- 同本町一丁目 三巴商會 同七五三番
- 同南山町一丁目 帝國一支店 同一〇三五番
- 同壽町二丁目 平田支店 同六七九番
- 同本町四丁目 清力京城支店 同一三六番
- 同明治町一丁目 首藤京城支店 同一一七一番

吳服商組合（いろは順）

- 京城本町四丁目 林吳服店 電話六五二番
- 同四丁目 山口吳服店 電話九番
- 同五丁目 山枝吳服店 電話二一四番
- 同三丁目 圓城吳服店 電話一五七番
- 同二丁目 惠阪吳服店 電話七一六番
- 同四丁目 末永吳服店 電話六八二番

藪蕎麥

支店 京城南山町四丁目 電話九一二番
本店 京城本町六丁目 電話八四七番

祝統監交送紀念號發刊

牛馬犬豚 療治所（入院隨意）

京城明治町三丁目
小川家畜醫院
院主 小川龜太郎
電話四二七番

南大門外 中の新地料理店 吉野町

（いろは順）

- 井筒
- ㋹多福樓 電話七四五番
- 開盛樓 電話一三二七番
- 玉の江
- 浪花樓 電話一〇七番
- 梅の家 電話一四四九番
- 山海樓
- 綠
- 笑月 電話一五四六番
- 日の出樓支店 電話九二三番

和洋紙 和洋諸帳簿 文房具商 人名簿製造 活版印刷 和洋製本

京城本町一丁目七番戶
北內淺吉
電話一一五番
支店 本町五丁目廿一番戶（電話千三百三番）
同 本町五丁目 活版印刷部

割烹 花月

嵯峨流 割烹
まつ津祢
南山町
電話千五百〇二番

精巧にして迅速 印章ゴム印彫刻

京城明治町一丁目七十九番戶
金石山房 最上梧堂

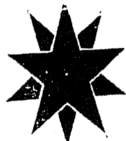
太平町長谷川町料理店

- いろは亭
- いろけなし
- 永樂亭
- 一樂亭
- 奥州屋
- かしく
- 玉水亭
- 若葉亭
- 高砂亭
- 太平樓
- たるのや家
- 月良家
- 奈良屋
- 九州樓
- 壽の亭
- この花
- 東屋
- 新玉
- 菊の枝
- 松竹
- 末廣
- 水雷
- 末吉

統監更迭記念號



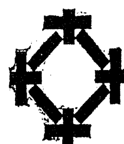
韓國銀行



京城南山町

株式會社 第一銀行京城支店

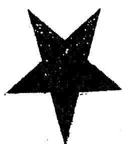
電話(長)一一一番
六一一番



京城黄金町

十八銀行京城支店

電話 五百八十番
四百二十番



京城本町二丁目

株式會社 百三十銀行韓國總支店

電話五八番

統監更迭記念號